

次に、議席3番、須藤信吉君。

〔3番 須藤信吉君登壇〕

○3番（須藤信吉君） 皆さん、こんにちは。午後の傍聴ということで多数傍聴席の空席も見られておりますが、議席番号3番、須藤信吉でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づいて1番、アスベスト対策について、2番、行政改革について、以上2点をご質問させていただきたいと思っております。執行部におかれましても、誠意あるご答弁をお願いいたします。

まず、1番目のアスベスト対策についてですが、これは先ほど倉持議員から、または前回の9月の定例会におかれましてもアスベスト対策について補正予算を組んで対象をとったということにおいて、町長の町政方針である安心・安全・安定といったもので行われていると思って私も解釈をしておりました。

この問題が私のところに届きましたのが3月の1日夜の11時です。ある町民から一応体育館の使用禁止になったということを経験を受けました。それにおいてどういうものでその対策がそういう措置がとられているのか調べてほしいと要望がありまして、3月の2日、体育館に一応寄らせてもらいました。そこでたまたま偶然生涯学習課の湯本課長とお会いできまして、そのときにお話をしましたら、これこれしかじかだという報告を受けました。その点においてこういう対応で今環境測定中であると。ですから、わかるまでちょっと待つてほしいということも受けました。そういうものにおいて、先ほど何回も事前調査の考え方というものがインターネットでも入っておられます。それは確かに目視、設計図書というものに調査、ですから目視だけでいいという解釈はなっていないと思っております。そこによって調査をしたときに、石綿が含まれているか含まれていないか、そこに疑問符を持ってほしいと、そこに石綿が含まれている可能性があるのであれば即調査に入ってほしいと、多分町長もこういうプロセスはお持ちだと思いますけれども、その辺についての町のプロセスは甘かったのではないかなと思っております。ですから、3月7日の新聞報道、3月8日の全国的にも各4大新聞と言われる新聞紙上に出てしまったと。これによって境町のアスベスト対策についての調査の甘さも出てきたのではないかなと思っております。

先ほど申しましたけれども、町政に安心・安全・安定という目標からこの対策については不備な点がちょっと多かったのではないかなと思われまます。その辺について町長及び教育長からの答弁をお願いいたします。

それから、行政改革についてですが、中期財政収支の見通しということでございますが、これは私のところに中期財政収支の見通し5カ年計画ということで、これちょっと古いと思うのですが、16年度地方財政計画を基礎とし、平成15年度決算及び平成16年度予算額ベースをして査定をしたというのが資料ございます。これをあえてきょうはどうかのようではないのですが、この平成18年度境町行財政改革実施計画案これに基づいた中期財政収支見通しがこれが今つくられているのか、今作成中であるのか、この辺だけをご回答いただければ、私のこの行政改革についての中期財政見通しについてご答弁いただきたいと思いますと思っております。

以上、2点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 須藤議員さんのご質問にお答えをいたします。

体育館の件につきましては、先ほど教育長がお答え申し上げましたとおり、目視でやったということで、確かにでも環境省、文部科学省の指導は設計図書と目視でまず判断をなさいという、こういう指

導が出ているところであります。ですから、疑わしき天井から何から全部調べてやれば、果たして何よりも大事なことはまず人体に影響があるかどうか、これが一番の最大の私は問題だろうと思います、安全という面では。アスベストそのものは空気中にも、前にも申し上げましたとおり、これは飛散をしております。間違いなくこれはどんなところにも、花粉と同じと思っていただければいいのではないかと思いますけれども、若干は飛散をしているわけでありまして。かつては夢の素材と言われてもてはやされた素材でもあります。昔よかったものが今はだめだというものもたくさんあります。そういう中で安全性ということになりますと、一般的に飛散のおそれがあるかどうか、これが一番大切なことであろうと思います。要するに一定量以上が飛散をしていなければ安全なわけですから、当然そういう中からいきますと目視であるとか、設計図書に基づいての検査ということが第1段階で行われたもの、こういう解釈をしております。その中で体育館が漏れてしまった、たまたま目視で見つからなかったということは大変これ残念なことであります、間違いなく。それも雨漏りの屋根の調査をしたら、屋根裏の天井へ上がりますので、雨漏りの調査で、そのときにちょうど舞台の裏のロック板というのがそうではないかという疑いが出たものですから、調査をさせていただいたわけでありまして、これからもそういう疑いがあれば当然調査をしなければいけないと思っておりますし、ただ今までそういう施設43カ所ですか、部長。調査をした結果では3カ所、前回は申し上げましたとおり疑いがあったということで、それらについては正式な調査機関に依頼をして検査をさせていただいたところであります。体育館についてはこれ何を言われましても目視で見誤ったということでもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

これは時たま、ただ大気中の汚染は調査の結果一切ありませんでしたので、一般のいわゆるどこを調査しても出る程度の基準しかございませぬでしたので、安全という意味では決して心配がなかったということもひとつご理解をいただきたいと存じます。甘いと言われれば、先ほど申し上げたとおり、確かに体育館についてはそういうことがあったということが事実でございませぬ。その他については設計図書と目視をして検査をしておりますので、そういうものはないであろう。ただ、やたらにここもあるのではないか、ここもあるのではないかということをおおりますと、むしろ住民の不安をおおるばかりで、検査して大丈夫ですよとこれ全部調べて出せばいいことなのもかもしれませんけれども、それも決していいことではないのではないかと。飛散をしていないという状況さえしっかりしていれば、安全性についてはまず問題ないであろうと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

中期財政計画につきましては、これは国の方から提出するよう、たしか出されていると思えます。そういう中で助役の方から答弁をさせていただきます。

○議長（齊藤政一君） 次に、助役、広瀬弘司君。

〔助役 広瀬弘司君登壇〕

○助役（広瀬弘司君） 私の方から行財政改革についての中期財政収支の見通しのご質問にお答えを申し上げます。

町では、平成17年度から行政改革を進める上で将来の適切な財政運営を図るための基礎の資料といたしまして、中期財政収支の見通しを作成をいたしました。試算に当たっては、平成16年度の地方財政計画を基礎といたしまして、平成17年度から21年度までの5カ年を今までどおりの行政運営を行った場合には、どのような財政状況になるかお示しをしたものでございませぬ。その結果、大幅な財源不足となり、財政収支をめぐる状況は危機的な状態に陥る可能性があるということになったわけでありませぬ。

また、国では三位一体の改革を着実に進めており、財務省では地方交付税をさらに削減をいたしますという話があります。ただ現在では、その動向はまだ不透明でございます。町ではこれらを踏まえるとともに、総務省の方から示されました「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づきまして、行財政全般について原点から見直しをし、第四次境町行政改革大綱との整合性を図りながら境町集中改革プランを作成をいたしまして、公表をいたしました。

国では、総務省ではこの地方公共団体の集中改革プランの公表を参考にいたしまして、地方財政計画の見直しを想定をしております。したがって、町といたしましてはこれらを注視しながら、財政収支の見直しを検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再質問ありますか。

須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 第1回目の質問に対してのご答弁ありがとうございました。

再質問につきましてアスベスト対策についてちょっと甘かったのではないかと申し上げましたのは、私もこれインターネットで資料を出しました。そうしたら、アスベスト対策についてというところにこれ文章が出ています。公共施設、社会福祉施設、学校施設におけるアスベストの実態再調査は図られたか。この間明らかになってきているアスベスト含有吹きつけのリストに基づいた学校施設の吹きつけアスベスト一斉調査を改めて行い、現在のアスベスト含有の有無と劣化状態の情報を児童生徒及び保護者、職員等に公表し、対策の策定に参加させることを含め適正かつ十分なリスクコミュニケーションを図る取り組みを進めていくべきだと見解はあります。

これに基づいてもう一つは、昨年来、これは9月かな、9月の答弁のときにも町長の方からある学校かどこかの場所を指定されまして、開校時期を遅らせたとか、そういうものを聞かれています。ここにおかれましても昨年来、東京都練馬区における学校施設、とりわけ児童が毎日多く時間を過ごす普通教室を初めさまざまな教室の天井に吹きつけアスベストが放置されていることが確認されました。同区では小中学校103校について吹きつけアスベスト、アスベストを含有する吹きつけ方式、この辺のものについて調査を行ったところ、区立小学校で32校、区立中学校で13校がアスベスト含有の吹きつけ材が確認された。この調査で特に注目されるのは、環境省や東京都のマニュアル等で昭和55年以降の吹きつけロックウールはアスベストが含まれていないというにもかかわらず、昭和63年建設された学校施設の吹きつけ材からもアスベストの含有が確認されたということです。石綿吹きつけ以外の岩綿吹きつけ、いろいろな吹きつけ作業があります。そのようなものから今までのアスベスト調査の不十分さを浮き彫りにされましたというも出ています。

また、神奈川県横須賀市で、市は学校施設のアスベスト建材に調査を行っている。続けて読ませてまいりますと、アスベストに対する法規制自体、1987年当時と比べるとさま変わりをしているとはいえ、中でも1992年、廃棄物処理及び清掃に関する法律の改正、1995年の労働安全衛生法の改正、1996年の大気汚染防止法令の改正などは、教育施設のアスベスト管理にも大いに関連するものであったと考えられます。一方で教育関連施設からアスベストがなくなったわけではない上に、アスベスト存在の確認不十分、対策の未確立、未周知、アスベスト存在や対策の関係者への未周知、さらには関係法令や自治体条例等による違反した不法工事がまかり通るといった事態さえ、決してまれとは言えない状況が続いている。その一端は2000年、東京都文京区雑司ヶ谷保育園で起きたアスベスト飛散事件にあらわれていま

す。この事件に関連して一昨年、NHKが東京23区に調査を行った結果、自治体でアスベスト対策に極めてばらつきがあると見られていると。このような文献を一応インターネットでは把握されています。

○議長（齊藤政一君） 答弁させますので、質問の趣旨をお願いします。

○3番（須藤信吉君） これは趣旨は一応アスベスト対策においてその目視と設計図書との問題において目視でやったということの簡易的な調査で、この後述べようと思ったのですけれども、この辺の実態の把握の強化、それとあとは既存アスベスト対策の把握というものもうたわれています。その辺において先ほどから町民体育館のアスベストが使われていなくて木毛板が使われているという判断が私も体育館に行って見てみました。確かに木毛板は建築材ですから、今現在は建築材においてはアスベストは1.0以上は含まれていないと、調査対象外になっているということもちょっと聞いております。この町民体育館に行きますと、屋根全面がアスベストの吹きつけです。これは行って見てもらうとわかると思うのですけれども、建築材であればやはりそれなりのものがあると思うのです。ただ、ほかの一中の体育館は、木毛板が多分張ってあると思うのです。木毛板に吹きつけをしているというものが聞かれています。ですから、読売新聞にうたってありますけれども、その1級建築士の判断でされた。図面がなかった。ということにおかれましてその辺の調査のあり方これがちょっと甘かったのではないかとということで甘かったという表現をさせていただきました。

それで、あそこの町民体育館、多分バレーボールの練習に使っていると思います。天井を見ますとボールの跡がたくさんあります。それで、さっき空気中に浮遊しているアスベストは規定値以内であるということ発言されましたけれども、あそこにボールがぶつかりますと当然落ちてきます。その辺の粉が大分見えています。ですから、その辺の対応について現在の町民体育館のあり方、調査のあり方を見ますと、町民の方もほかの施設もあるのではないかと疑問符を持つのは当然だと思えます。それによってやぶから棒に調査ではなくて、ないと言われたものがあつたと、それで新聞報道までされた。こういう町民がこの報告に対して疑問符を持ったわけですから、それに対しての回答はやっぱり町当局としてもやっていただければなと思っております。

あとは、行政改革については先ほど助役の回答もありましたので、出ましたら1度報告をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、再質問については以上終わります。

○議長（齊藤政一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（針替道子君） まず一つ、吹きつけのアスベストが現在問題視されているわけですね。板になっているとか、スレートになっているというその中に含まれているというものは、今回は問題になっていない。要するに吹きつけしている工事について、そのアスベストが使われているかどうかということが問題だと思うのです。吹きつけということで、それで体育館がそれが問題になったわけですが、それからもう一つは確かに板で使われているものはございます。例えば体育館に行く途中の渡り板の腰板、これはもちろんご存じのように耐火性とか吸音性とか断熱性とかということでしたので、昭和40年代、60年代に盛んに使われたものですよ。なものですから、それは現在もそのスレートになっているものは飛散していないし、危険性はないという解釈をしているわけです。まず、それを一つ申し上げたいと思います。

それから、考えが甘かったとおっしゃられると、確かに町長さんの方からも申されましたけれども、それは先ほどから本当に申しわけなかったということをお申し上げておりますけれども、実ははつきり

したことがわからないうちは申し上げられないと、だから1%含有ということは確かにわかったわけです。ただし、その体育館が確かに飛散しているかどうかという結果まではっきりわかってからお知らせしたいと、町民にもそうですし、それから報道関係の方にもそういうふうにしたいと、そういう考えから実は1日には申し上げなかったわけです。大変誇張されてほかの分野から入ってまいりますと、非常に町民は不安がるのですね。うわさがうわさを飛んで、体育館は大変なことになるのだという、そういうむしろ正しく知らせる、1%というのを正しく知らせたことによって町民の不安が余計募るというような考えから、はっきり浮遊しているかどうかということを確認してからお知らせしたかったわけです。ですけれども、実は7日の時点で報道されてしまいましたので、その前にそれでは6日の時点で関係の方々にはお知らせ、これは発表されてからではということなので6日の時点でお知らせしたわけですが、そんなことでぜひご理解いただきたいことは、私どもとしては正しい情報をお知らせしたいと、それだけだったわけです。別に隠そうと思ってはいたわけでは決してございません。その点ご理解いただきたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（齊藤政一君） 今の行財政改革について助役に資料というのを申し出たのですか、先ほど質問の中で。

〔「今作成中……」と言う者あり〕

○議長（齊藤政一君） そういうことです。

ただいまの答弁に対し再々質問ありますか。

須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 今回のアスベスト問題に関しては、ちょっとしつこいようになってしまっていると思うのですが、新聞報道、テレビ報道で私も近隣市町村歩いていますと、そのアスベスト対策について相当神経を払っていると。それでその辺の事前調査のプロセスをもっと見せてほしかったなということがあれで、できてしまったこと、これに対して対応をとるのが先決であるから、今町長及び教育長から答弁あったことは、そのとおりだと思います。

それと、あとはこれの除去作業と言われましたけれども、もう除去作業におかれましても相当な期間かかると思うのです。多分事前審査においても除去作業の資料をつくって、それは県に提出をしまして審査を受けて、多分1カ月とか1カ月半かかると。除去作業もそのくらいかかるとは思わないかなと。そうすると、費用発生におかれましてもこれは当然文書を作成して飛散防止もしなくてははいけません。先ほど言われましたこの対応としては、撤去、封じ込め、囲い込みということがありますけれども、この面において封じ込めにおいては今既存の物件がもう三十数年とたっていて、もう吹きつけられたものがこぼれ落ちてきているという状態だと思います。この辺のものにおいて封じ込め、囲い込みはちょっと難かなと。新聞紙上にもありましたけれども、撤去作業ということがありましたけれども、これが一番選択としてはベターかなと思われまします。その辺において費用発生も大分かかると思うのです。平米当たり3万から4万はかかると思うのです。あそここの面積が多分行ってもらうとわかると思いますけれども、1,000平米以上の面積を抱えています。ステージから入り口まで全部同じ材質で動いていますので、その辺で対応も一応考えて、見積もりの方も検討していただいて、その辺の先ほど話がありました、3月10日までに提出をされまして、県の方から回答が来てそれによって対応をとるということですので、町民の方もいち早く体育館の使用を待っていると思いますので、その辺の対応をとっていただいて町民が安心して使える施設にできるだけ早く回復をさせていただきたいと思って、私の質

間を終わりますけれども、その費用とかその辺についてもご検討されたのかどうか、もしされているのであればご回答いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再々質問に対し答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えをさせていただきます。

費用面につきましては、これは正直申し上げまして、検討させていただきました。金額でいきますと大体7,000万から8,000万ぐらいかかるであろうと、こういうことであります。したがって、そのうち補助金なり交付金なりが3分の1ぐらい出てくれればよいなと思っています。残りは一般財源ということになります。そういう状況でございますので、結局はそれだけのお金をかけなければならないというこれ現実だけは、安全のためのお金というのは大変なものであります。そういう意味では今後除去作業を中心に今県と相談をしているところでありますので、金額的には大体それくらいであろうと思っております。これは見積もりも簡単なとらせていただきました。そういうことで除去作業に入りたいと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、要は人体に安全かどうかということが私は一番大事だと思っておりますので、1日に使用を禁止したというのもそういう疑いがあるということで禁止をさせていただきました。これからもそういう面では除去作業についても、これ厚生労働省の補助金もらいますと、恐らくそれに基づいた基準の中できちっとやっていかなければいけませんので、そういう周りに漏れるとか、そういう作業自体の中での心配は一切ないような方法でとり行われるものと、このように解釈しておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（齊藤政一君） これで須藤信吉君の一般質問を終わります。